審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		要介護認定		
根拠法令及び条項		介護保険法第27条		
審査基準	■ 有(第4条第1項に該当する場合を含む。) □ 無(根拠:第4条第2項第 号に該当)			
	公表 ■ する □ しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に該当)			
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 審査基準が法令に具体的に規定されている。			
	※別紙のとおり			
審査基準 設定年月日		平成12年4月1日	審 査 基 準 最終変更年月日	平成24年4月1日
標準処理期間		■ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。)		
		期間(申請のあった日から30日以内) 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設 定 年 月 日			標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署		健康福祉部 長寿支援課		
備考				

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

介護保険法

(要介護認定)

第二十七条

要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

- 2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者 に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事 項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が 遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。
- 3 市町村は、第一項の申請があったときは、当該申請に係る被保険者の主治の医師に対し、当該被保険者の身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求めるものとする。ただし、当該被保険者に係る主治の医師がないときその他当該意見を求めることが困難なときは、市町村は、当該被保険者に対して、その指定する医師又は当該職員で医師であるものの診断を受けるべきことを命ずることができる。
- 4 市町村は、第二項の調査(第二十四条の二第一項第二号の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る調査を含む。)の結果、前項の主治の医師の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果その他厚生労働省令で定める事項を認定審査会に通知し、第一項の申請に係る被保険者について、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める事項に関し審査及び判定を求めるものとする。
- 一 第一号被保険者 要介護状態に該当すること及びその該当する要介護状態区分
- 二 第二号被保険者 要介護状態に該当すること、その該当する要介護状態区分及びその要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであること。
- 5 認定審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る被保険者について、同項各号に規定する事項に関し審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。この場合において、認定審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、市町村に意見を述べることができる。
- 一 当該被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事 項
- 二 第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、第四十二条の二第一項に規定する 指定地域密着型サービス又は第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等の適 切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項
- 6 認定審査会は、前項前段の審査及び判定をするに当たって必要があると認めるとき

- は、当該審査及び判定に係る被保険者、その家族、第三項の主治の医師その他の関係 者の意見を聴くことができる。
- 7 市町村は、第五項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に 基づき、要介護認定をしたときは、その結果を当該要介護認定に係る被保険者に通知 しなければならない。この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者 の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。
- 一 該当する要介護状態区分
- 二 第五項第二号に掲げる事項に係る認定審査会の意見
- 8 要介護認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずる。
- 9 市町村は、第五項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に 基づき、要介護者に該当しないと認めたときは、理由を付して、その旨を第一項の申 請に係る被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証を返付するものと する。
- 10 市町村は、第一項の申請に係る被保険者が、正当な理由なしに、第二項の規定による調査(第二十四条の二第一項第二号の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は第三項ただし書の規定による診断命令に従わないときは、第一項の申請を却下することができる。
- 1 1 第一項の申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間(次項において「処理見込期間」という。)及びその理由を通知し、これを延期することができる。
- 12 第一項の申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る被保険者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。